

第 3 4 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和4年1月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和4年1月5日 午前10時10分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保	○		
3	岸正二	○		
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子	○		
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子	○		
8	下田三徳	○		
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子	○		
11	須田和敏	○		
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実	○		
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司	○		
17	廣瀬淳	○		
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

△	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
△	新井健二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
△	津久井一美	○		農地利用最適化推進委員班長
△	爲谷賢司		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席13番 高井 眞佐実 委員
議席14番 石田 玉枝 委員

議事参与が制限された委員数 0人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信
主任 中嶋 辰哉

会 議 の 顛 末
開 会 <午前9時30分>

事務局 おはようございます。
新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。
定刻となりましたので、第34回渋川市農業委員会総会を開会いたします。
渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長 おはようございます。明けましておめでとうございます。
コロナ禍でございますけれど、また変異株が出てきまして第6波とか言われていますが、健康に十分留意していただきまして、1年を乗り切っていただきたいと思います。
それでは、令和3年度第34回渋川市農業委員会総会を開会いたします。
皆様のご協力によりスムーズに議事進行を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。
ただいまの出席委員は19人中19人で、会議は成立しております。
早速ですが、議事に入ります。
議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたします。
続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に、議席番号13番、高井眞佐実委員、議席番号14番、石田玉枝委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議事録署名委員は、高井眞佐実委員と石田玉枝委員に決定いたしました。
続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定

による通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、1ページから3ページに記載の番号1番から6番の6件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、借借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページから6ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による

解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。
以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。

報告書の7ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7ページから9ページに記載の番号1番から8番の8件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。

報告書の11ページをお願いいたします。制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第7、報告第5号、埋蔵文化財試掘調査届についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第5号、埋蔵文化財試掘調査届についてをご説明いたします。

報告書の13ページをお願いします。埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、13ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を岸第1班長、子持・赤城・北橋地区を高井第1班長より報告をお願いします。

最初に、岸第1班長、お願いいたします。

3 番

12月24日に実施しました、第1班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、大島委員、眞下委員、事務局の吉田係長、儘田主事と私、岸の6名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が10件、合計12件でありました。なお、議案書10ページの申請番号5の10番については、現地調査日以前に申請人より取下げがありましたので、現地調査は省略させていただきました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

まずはじめに、4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。申請番号4の1番の現地は、東は畑、西は宅地、南は道路、北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思います。

次に、5条の計画変更申請であります。5ページをご覧ください。申請番号1番の現地は、東は一体利用する宅地、西は宅地、南と北は道路となっています。特に問題ないと思います。

次に、5条申請であります。7ページをご覧ください。申請番号5の1番の現地は、東と西は道路、南は宅地、北は雑種地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東は宅地、西と北は畑、南は道路となっています。問題ないと思います。

8ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は畑、西と北は道路、南は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の4番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。

申請番号5の5番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっています。問題ないと思います。

9ページをご覧ください。申請番号5の6番の現地は、東と西と南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東は宅地、西は畑、南は同月申請されて

いる申請番号5の8番の申請地、北は転用許可済み地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東は道路、西は畑、南は同月申請されている申請番号5の9番の申請地、北は同月申請されている申請番号5の7番の申請地となっています。問題ないと思います。

申請番号の5の9番の現地は、東と南は道路、西は宅地と畑、北は同月申請されている申請番号5の8番の申請地となっています。問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続いて、高井第1班長、お願いいたします。

1 3 番

12月24日に実施しました、第1班、子持・赤城・北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、鳥山委員、飯塚委員、下田委員、須田委員と、私、高井。事務局は、狩野係長、山口主事の合計7名で実施しました。

今回の子持・赤城・北橋地区の許可申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が5件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに、4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。申請番号4の2番の現地は、四方が道路となっています。問題ないと思います。

申請番号4の3番の現地は、東と西は畑、南と北は雑種地となっています。問題ないと思います。

4ページをご覧ください。申請番号4の4番の現地は、東は道路、西は、申請番号4の3番の申請地となっています。南と北は畑となっています。問題ないと思います。

次に、5条申請であります。10ページをご覧ください。申請番号5の11番の現地は、東と北は畑、南は宅地、西は道路となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の12番の現地は、四方が宅地となっています。問題ないと思います。

11ページをご覧ください。申請番号5の13番の現地は、東と北は畑、西は宅地、南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の14番の現地は、東は宅地、西は畑、南と北は道路とな

っています。問題ないと思います。

申請番号5の15番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地となっています。問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま。

以上で第1班、子持・赤城・北橋地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたら、お願いいたします。

4 番

はい。4番、角田。

議 長

4番、角田委員。

4 番

議案書3ページの4の3番について、現地調査ではオーケーということなのですが、ちょっと付け加えさせていただきたいです。農地改良のため利用したいということで、3年間ということなのですが、どのような土壌なのか分かりませんが、3年間農地改良をしてどのような農地にしたいということなのでしょうか。

1 3 番

はい。13番、高井。

議 長

13番、高井委員。

1 3 番

現地は、その方が所有する前に土をかなり売ってしまっていて、深い谷になっているんですけど、そこに土を持ってきて埋めて同じ高さに戻すのに約6メートルの落差があるので、時間的な猶予は必要だと思います。以上です。

4 番

分かりました。そういう農地改良ですね。土質を改良するんじゃなくて、耕作できない状況だから土を増やすということですね。

議 長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番及び2番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番及び2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から2番の2件について審議いたします。ただいまの事務局の説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

1 番 はい。1番、星野。

議長 1番、星野委員。

1 番 3の1番でございますけれども、受人の住所が伊勢崎市でございます。通作できるかどうか、こういうことは問題視されないのでしょうか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 伊勢崎市の方の住所地からの距離なんですけども、約25キロ、通作の時間としましては、50分程度かかるだろうという申請となっております。ただ、この方は高崎市等でも農地を取得しておりますので、申請書上では問題なくやっていけるというような申請となっておりますので、今のところ特に問題ということはないのかなという状況であります。

議長 ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から2番の2件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号4の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の3ページから4ページ関連です。議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなさ

れており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号4の3番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

4ページをお願いいたします。

申請番号4の4番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。なお、本案件は、申請番号4の3番の申請に関連したものであります。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から4番の4件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から4番の4件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番から4番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会

にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、昭和44年3月18日付け群馬県指令により、一般住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、事情の変化により計画を実行できませんでした。

一方、変更後申請人は、申請地を住宅地拡張用地として計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から15番の15件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書10ページの申請番号5の10番については、12月22日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の7ページから11ページ関連です。議案書の7ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から15番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

8ページをお願いいたします。申請番号5の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。9ページをお願いいたします。申請番号5の6番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。なお、申請番号5の7番から9番の3件につきましては、令和3年4月に定期借地権付建売分譲用地として転用許可した土地であります。しかしながら、定期借地権付建売分譲用地として許可となったにも関わらず、土地の所有権が移転されているなど許可条件どおり実行されていないことが判明したため、転用実行者による許可取消願いの提出により、許可の取消しを行いました。このため、既に土地の所有権移転等がされている土地等については是正するための申請であります。

10ページをお願いいたします。申請番号5の11番は、上下水道施設

が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

11ページをお願いいたします。申請番号5の13番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の14番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の10番は取下げとのことですので、申請番号5の10番を除く申請番号5の1番から15番の14件について審議します。質疑のある方はお願いします。

18番

はい。18番、高橋。

議長

18番、高橋委員。

18番

ちょっとお聞きしたいんですが、申請番号5の14番の面積が703平米、今までだと大体500平米、若干増えても600平米くらいなんですけれど、700平米というのは宅地としては大きいですね。地図を見る限り、残しちゃうと困るという考え方もあるのですが、その辺についてお聞きしたい。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議長

はい、農業振興係長。

事務局

まず、現地の状況なんですけれど、傾斜地になっていまして、平ら

ではない形状となっています。あと、住宅のほかにドッグランを計画しておりまして、そういったところから700平米の面積が必要という申請になっております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第4号、申請番号5の10番を除く申請番号5の1番から15番の14件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の10番を除く申請番号5の1番から15番の14件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第13、議案第5号、農地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。
議案書の13ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。
内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地につきましては、渋川地区・赤城地区・北橘地区における農用地利用集積計画であります。
なお、この計画内容の公告につきましては、令和4年2月1日を予定しております。
計画概要につきましては、13ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が17人、借受人が14人、筆数が39筆、面積が5万419.92平方メートルです。また、所有権移転の合計は、所有者が1人、譲受人が1人、筆数が1筆、面積が1,751平方メートルです。

この個別の内訳は、14ページから15ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で報告第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第34回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時10分>